

第76回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年12月2日(金) 17:00~17:26

場所：第三応接室

○築田危機管理局次長

ただいまから、第76回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、古田美絵さんと、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況について、統括調整部から説明があります。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。

本日の危機対策本部会議の開催趣旨ですが、政府から今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応が示されました。それに伴い国の基本的対処方針も変更されたことを踏まえ、本県におけるレベル分類の運用の見直しと本県の対処方針の変更を行うものです。

発生状況等は、後ほど健康福祉部から説明があります。

2ページからの各部の対応について、変更点にアンダーラインを引いていますので、後ほど御確認ください。

資料1については、以上です。

○築田危機管理局次長

次に、感染症の状況、レベル分類の見直し、専門家会議からの報告等について、健康福祉部から説明があります。

○永田健康福祉部長

健康福祉部です。

資料2以降に基づき、状況について御説明します。

まず、資料2です。感染者の状況については、記載のとおりです。12月2日16時半現在の療養状況は、入院患者463名、確保病床使用率51.9パーセントとなっており、

50パーセントを超えていますが、しっかりと必要な方に入院調整ができています。その他については、省略します。

資料3を御覧ください。

2枚目のスライドですが、この後、新レベル分類のお話をしますが、これまで運用してきたレベル分類に沿うと、御覧のとおりとなります。今週1週間あたりの新規陽性者数は9,530人となっています。前週比は1.092と1を超えていますので、感染が拡大している状況ですが、前々週、1週前と比較すると、前週比が1.245から段々と下がっている状況が見てとれます。その他の指標については、後ほど御説明します。

4枚目のスライドは、地域別の状況です。基本的に県内6地域いずれも感染者数が上昇していますが、今週1週間で見ると、津軽圏域では1を切り、0.937となっています。

5枚目のスライドです。北海道・東北地方の中で見ると、青森県が一番低いですが、全体としては全国と同じような感染状況です。

8枚目のスライドは、70代以上の数と割合です。割合で見ると、70代以上の方が急増しているということはありませんが、実数で見ると、棒グラフが伸びているように見えるので、今後もこの数が伸びないかということについては、注視が必要な状況となっています。

9枚目のスライドは、10歳未満と10代の数の割合です。30パーセント以上の感染者がこの10歳未満・10代の方であり、感染の主体となることから、この部分について注視をしていきたいと考えています。

11枚目のスライドは、病床使用率の推移です。青いグラフが確保病床の使用率です。本日時点では、480床に対して249人の方が入院されており、確保病床の使用率は51.9パーセントとなっています。

13、14枚目のスライドは、季節性インフルエンザの発生状況です。14枚目のスライドの赤い点が青森県です。県内では1.0が定点医療機関の中の発生における流行入りの目安です。現在1.0には程遠い状況であり、県内では流行入りはしていないという状況です。全国も同様に1.0には届いていませんが、ここ1、2週間で伸びている可能性がありますので、引き続き注視が必要な状況と考えています。

15枚目のスライドは、まとめです。1番目、新規陽性者数は9,530人となっています。対前週比は1を超えているため、増加している状況ですが、対前週比で見みると、少し落ちてきている可能性があると考えており、引き続き注視していきます。3番目、新規陽性者数のうち70代以上は現在10パーセント台となっており、4番目、必要な方

の入院はしっかりとできている状況です。5番目、引き続き、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に向けた対応を進めていきます。

それでは新レベル分類について御説明します。資料4-1を御覧ください。

政府は今秋以降にオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大が生じ、保健医療の負荷が高まった場合を想定し、新レベル分類を示しました。

青森県としての考え方ですが、感染状況は先ほどお示したとおり、例えば東北地方、北海道が全国よりも多い状況ですが、基本的には全国で同じような感染状況で連動しているものと考えています。また、感染防止対策、例えば全国旅行支援をどうするのかといったことについても、全国で連動して動いているものですので、青森県としては、政府が示す方針に基づき、連動してこのレベル分類を運用していこうと考えています。このことから、このオミクロン株対応の新レベル分類に沿って、運用を見直したいと考えています。

なお、新レベル分類の運用に当たり、まずは確保病床使用率を指標の目安としますが、そのほかに保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する様々な事象を踏まえ、総合的に判断するものにしたいと考えています。

3枚目のスライドは、「新レベル分類の運用について(案)」です。レベルは、全体として1、2、3、4に分かれています。赤枠の部分が確保病床使用率の考え方です。レベル3が概ね50パーセント超となっていますが、それ以外に紫、緑、青、黄色の枠で囲ったものの情報を集めながら、総合的に判断をしていきたいと考えています。

4枚目のスライドは、事象をどのように情報として入手していくのかを記載していません。

このような考え方を踏まえ、資料5を御覧ください。資料4-1で御説明した考え方で、11月28日に青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を文書により開催しました。

この専門家会議においては、1点目として、県内の感染状況は新規感染者が前週比で増加し続けるなど、全国と同様に感染局面が続いているものとした県の感染状況の評価は、妥当であるとの御意見を頂いています。2点目として、政府が示した新レベル分類に沿って見直した青森県における新レベル分類の運用案についても、妥当であるとの御意見を頂いています。その上で3点目として、この新レベル分類における現時点でのレベルの判断については、レベル2が妥当であるという御意見を頂いています。

なお、会議においては、確保病床使用率のほかに、医療現場の負荷の実態をモニタリングする必要がある、レベル2とレベル3の違いなどをわかりやすく示す必要がある、といった御意見を頂いており、今後の参考にさせていただきたいと思っています。

資料6です。本日から新レベル分類を運用することとします。その上で、現在の状況について、指標の目安である確保病床は50パーセントを超えていますが、上に記載しているとおり、発熱外来の受診はできる状況が続いていること、救急搬送困難事例が急増している状況にはないこと等を踏まえ、総合的に、現時点ではレベル2と判断します。

感染状況等については、以上です。

#### ○築田危機管理局次長

次に、新レベル分類に応じた感染防止対策のイメージ及び青森県対処方針の変更等について、統括調整部から説明があります。

#### ○橋本統括調整部長

それでは資料4-2を御覧ください。

先ほど新レベル分類について、資料4-1で説明がありました。そのレベルに応じた感染防止対策についてのイメージを記載しています。

レベル1・2の内容については、現在、協力要請しているものを基本とし、国の基本的対処方針の変更に伴い、表現を改めた部分等があります。これについては、後ほど対処方針の部分で説明します。

レベル3の内容については、政府が示した対策の例示をそのまま国と連動して実施していくという観点から、そのままこちらに記載しています。

仮にレベル3の状況となり、社会経済活動にも支障が生じるような場合には、以下の内容を踏まえて、具体的な必要な対策や医療ひっ迫防止対策強化宣言の実施についての検討をしていきますので、ここに記載しているのはあくまでイメージということで御理解ください。それでも医療が機能不全の状態になりかねない場合には、医療非常事態宣言を実施するというイメージです。

なお、レベル2、3、4と記載していますが、レベル2からレベル3になった際の変更点や追加されるものの内容がレベル3の欄に記載されています。例えば、医療非常事態宣言の部分について、空白となっている箇所がありますが、これはやらないというこ

とではなく、医療ひっ迫防止対策強化宣言で実施している内容がスライドしたり、置き換わったりするといったイメージの表と御理解ください。

レベル4の内容については、政府としては、そのときの状況を踏まえ、改めて検討していくということなので、現時点で具体的内容については記載していませんが、イメージとして記載しています。

なお、先ほど説明がありましたように、政府は、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わないという考えですので、それに沿った対応をしていくと御理解ください。この表については、以上です。

次に、資料7の県の対処方針の変更について、概要を御説明します。

まず、変更点についてです。1の現在の状況については、国が新たに対応を決定した内容について、その概要を記載しています。3段落目ですが、県としても国の考え方に沿って、本県のレベル分類の運用などの見直しを図ることとします。

次に、3の重点対策の部分です。今般の国の対応に基づき、高齢者等重症化リスクの高い方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を図るというものに修正しました。

次に、3ページ目の上から3つ目について、これまでは飲食時の行動も含めた内容となっていたのですが、外出や移動に当たっての対策と飲食店等を利用する場合の対策を整理し、分けて記載したものと御理解ください。

飲食店等を利用する際の内容については、これまで協力を要請している内容がそのまま記載されています。

時差出勤等の部分については、冬場になりましたので、自転車通勤という用語を削除しました。テレワーク等の活用についても記載しましたが、内容はこれまでと同様となっています。

それから最後の6ページから7ページにかけて、別紙として協力要請の内容を記載しています。

主な変更点を御説明します。1、2、3以降の番号に下線が引かれていますが、基本的感染防止対策等の中で削除した項目があり、繰上げによる番号変更となります。

これまでのものは、この部分に、新しい生活様式に関する実践の呼びかけとCOCOAのインストールに関する内容が記載されていました。新しい生活様式の実践については、これまで十分に呼びかけをしてきており、ここに記載されている具体の協力要請がそう

いったものに該当しますので、今回削除し、個別の内容に変更しました。COCOIAについては、機能停止となりましたので削除しました。

次に、7の飲食・会食等の部分について、これまでは黙食という用語が記載されていましたが、国の基本的対処方針においても黙食という用語がなくなりましたので、会話をする際には必ずマスクを着用するなどというように、表現を合わせています。

最後に、資料8について、イベント開催制限の考え方についても一部変更となっています。

変更部分は、最後のページとなります。これまではCOCOIAについての記載がありましたが、機能停止に伴い、その部分が削除され、表現が改められましたので、国に倣い表現を改めました。また、一つ下の欄で修正となっているのは、具体的な内容を分かりやすく記載し直したものであり、呼びかけている内容については、これまでと同じですが、細かく具体的に記載したということです。

対処方針の変更等の説明は、以上です。

#### ○築田危機管理局次長

ここまでの説明につきまして、質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本部長から指示事項と県民に向けたメッセージがあります。

#### ○三村本部長

まず、指示事項です。

現在の感染状況は、新規感染症患者在引き続き確認され、確保病床使用率は50パーセントを超えており、発熱患者の外来受診体制は維持されているものの、今後の動向を注視する必要があります。

そうした中、関係部長の説明のとおり、本県でも、政府の考え方に沿って、本日、レベル分類の運用を見直しますが、このまま感染拡大が続き、医療や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことがないようにしなければなりません。

繰り返しになりますが、各部にあっては、これまでの感染防止対策をしっかりと継続しながら、社会経済活動の維持を図るために、それぞれの所管分野において取り組んでください。

また、各所属においては、感染者が生じた場合のリスク管理を徹底するとともに、県主催のイベント・行事等についても、実施する場合は万全の対策を講じるようお願いいたします。

職員各位にあっては、引き続き、公私を問わず、基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所・場面はできるだけ回避し、慎重な行動をとるようお願いいたします。

引き続き、緊張感を持ちながら、各部の力を結集の上、全庁一丸となって取り組むよう指示します。

県民の皆様方にお話をさせていただきます。

まず、私も青森県のレベル分類の運用についてです。

政府は、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大を想定し、今般、「新レベル分類」として、医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方を維持しながら、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等にも着目した内容に見直す考えを示したところです。

そのため、本県でも、専門家会議委員からの御意見等も参考といたしまして、政府の考え方に沿って、本日、レベル分類の運用を見直すとともに、レベル判断に当たっては、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、総合的に判断することとします。

その上で、現在の感染状況ですが、新規感染症患者が引き続き確認され、確保病床使用率は50パーセントを超えていますが、発熱患者の外来受診体制は維持され、救急搬送困難事例の急増も見られていないことなどから、新レベル分類の「レベル2」と判断いたしました。

なお、今後仮に、保健医療への負荷が相当程度増大している状況、いわゆる「レベル3」となり、社会経済活動にも支障が生じる場合には「医療ひっ迫防止対策強化宣言」、万が一、それでも医療が機能不全の状態になりかねない場合には「医療非常事態宣言」により、感染拡大防止等に係る協力要請等を行うことを検討することとなります。現状は、そのような状況ではありません。

県としましては、そうした事態を回避できるよう、保健医療提供体制の強化・重点化や、重症化リスクが高い高齢者施設、障害者施設等での感染防止対策、例えば、二酸化炭素濃度測定器を配布し換気の徹底を促したり、また、週に2回、施設の職員が検査を受けられることができる体制も整えたところです。

県民の皆様方におかれましても、感染拡大を防ぐため、マスクの適切な着用や換気の徹底など、場面に応じての感染防止対策を取るようお願いいたします。その上で、繰り返し、これが一番重要なのでお話しさせていただきますが、熱、のどの痛み、せきなどの症状がある場合や体調が悪い場合は、出勤・登校・外出を控えてください。現在、青森県臨時Webキット検査センターに相談していただくと、検査キットが送られ、自身で検査を実施することができる状況です。万が一感染が確認された際は、電話での診療という体制も整えておりますので、体調が悪い、なんかおかしいと思ったら、出勤・登校・外出を控えていただき、感染拡大を防いでいただくことをお願いいたします。

オミクロン株に対応したワクチンがございます。ワクチン接種は、御自身のみならず、御家族や高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることにつながります。

現在、市町村での接種のほか、県でも、広域接種会場を青森市、弘前市、八戸市の3市に設置しております。お手元に届いている接種券で、オミクロン株に対応したワクチン接種ができますので、接種控えをすることなく、速やかな接種を検討するようお願いいたします。

併せて、インフルエンザはまだ流行期に入っていませんが、流行期ではない今のうちに先取りしてインフルエンザワクチンを接種することが大切です。私も来週か再来週に2回目の接種をしようと思っております。

インフルエンザワクチンにつきましても、県ホームページに接種可能な医療機関名簿を掲載していますので、積極的に接種を検討するようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えていくためには、県民の皆様方の感染防止対策の積み重ねや基本的な感染防止対策である換気の徹底など、この積み重ねが本当に大きな力となります。

これまで、県民の皆様方が感染拡大を抑えていただいたのは事実でございます。私は、これまで3年近く県民の皆様方と一緒に新型コロナウイルス感染症と戦い続けてきましたが、県民の皆様方お一人お一人の努力が常に感染拡大を防いでくれたと認識いたしております。

引き続き、お一人お一人がお互いを守り合う気持ちや思い合う気持ちを大切に、必要な感染防止対策を徹底していただくことを重ねてお願い申し上げます。

本日は、国のレベル分類の見直しに伴い、青森県のレベル分類が変わったことが大きな議題でございました。現状は「レベル2」であります。この状況が悪化して、医療体制の機能不全や行動制限等の要請とならないようにしたいと、私たちも考えております。



これまで同様、県民の皆様の大きな力に期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。